

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

| | | |
|--|--|---------------------------|
| あて先 蔵田 昌俊 様 〒105-0014 日本国 東京都港区芝三丁目23番1号 セレスティン芝 三井ビルディング11階 鈴榮特許総合事務所内 | <h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T規則43の2.1]</p> | |
| 出願人又は代理人の書類記号 20F0023PCT | 発送日 (日.月.年) 17.03.2020 | |
| 国際出願番号 PCT/JP2020/006493 | 国際出願日 (日.月.年) 19.02.2020 | 優先日 (日.月.年) 28.03.2019 |
| 国際特許分類 (IPC) G02B 5/18(2006.01)i; B32B 7/023(2019.01)i; B42D 25/328(2014.01)i; B42D 25/435(2014.01)i FI: G02B5/18; B32B7/023; B42D25/328 120; B42D25/435 | | |
| 出願人 (氏名又は名称) 凸版印刷株式会社 | | |

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのP C T規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がP C T規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式P C T / I S A / 2 2 0を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式P C T / I S A / 2 2 0を参照すること。

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | 見解書を作成した日 06.03.2020 | 権限のある職員 (特許庁審査官) 小西 隆 20 4081 電話番号 03-3581-1101 内線 3271 |
|---|-------------------------|---|

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

| | | | |
|----------------|-----|-----------------|---|
| 新規性 (N) | 請求項 | 3-5, 8-10 | 有 |
| | 請求項 | 1-2, 6-7, 11-14 | 無 |
| 進歩性 (IS) | 請求項 | | 有 |
| | 請求項 | 1-14 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求項 | 1-14 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |

2. 文献及び説明:

- 文献1: JP 2010-173220 A (凸版印刷株式会社) 12.08.2010(2010-08-12)
 [0029]-[0056], 図4, 6-7(ファミリーなし)
- 文献2: JP 2003-520986 A (フレックス プロダクツ インコーポレイテッド)
 08.07.2003(2003-07-08)
 [0023]-[0056], 図1-9, 17 & US 2004/0101676 A1, [0057]-[0090], FIGs1-9, 17A
 & WO 2001/053113 A1 & EP 1252027 A1 & AU 1194901 A & CA2397806 A
 & KR 10-2007-0007975 A & CA 2604093 A
- 文献3: WO 2015/079652 A1 (凸版印刷株式会社) 04.06.2015(2015-06-04)
 [0056]-[0061], 図3 & JP 2015-101024 A & TW201527805 A
- 文献4: JP 2009-134093 A (凸版印刷株式会社) 18.06.2009(2009-06-18)
 [0036]-[0042], 図1-6
- 文献5: JP 2009-134094 A (凸版印刷株式会社) 18.06.2009(2009-06-18)
 [0031]-[0034], 図1-2
- 文献6: WO 2013/084960 A1 (凸版印刷株式会社) 13.06.2013(2013-06-13)
 [0021]-[0025], 図4-8
 & US 2014/0268261 A1, [0051]-[0054], 図4-8
 & EP 2790042 A1 & AU 2012349329 A & CN 103988100 A & MX2014006587 A & RU 2014127476 A
- 文献7: JP 2016-080963 A (凸版印刷株式会社) 16.05.2016(2016-05-16)
 [0032]-[0035], 図5-6

[請求項1-2, 6-7, 11-14]
 請求項1-2, 6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。
 文献1には、屈折率が異なる2以上の誘電体多層膜8からなり1以上の凹部を有する回折構造体3(積層体を含んだ多層膜)と、回折構造体3の反対側の主面と各々が向き合い、回折構造体3に可視域内の光を入射させた場合に、誘電体多層膜8(他方の主面)から射出される光411を、光の射出角とは異なる入射角で誘電体多層膜8に入射させる第二の反射層63(反射面)とを備えた偽造防止媒体12(表示体、表示体付き物品)が記載され、また、第二の反射層63が回折光構造領域4に形成されることが記載されている。

請求項1, 6-7, 11-14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2から新規性及び進歩性を有しない。
 文献2には、屈折率が異なる2以上の誘電体層20からなり1以上の凹部を有する回折格子14(積層体を含んだ多層膜)と、回折格子14の反対側の主面と各々が向き合い、回折格子14に可視域内の光を入射させた場合に、誘電体層20(他方の主面)から射出される照射光を、光の射出角とは異なる入射角で誘電体層20に入射させる反射層22(反射面)とを備えたセキュリティ部品10(表示体、表示体付き物品)が記載され、また、レーザ照射により画像を形成してセキュリティ部品を製造することが記載されている。

[請求項3]
 請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1, 3または文献2-3から進歩性を有しない。
 文献3には、透過光または反射光の波長領域に対応させて深さの異なる凹部と誘電体層とを組み合わせて表示体を形成する偽造防止媒体技術が記載されている。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献1,3または文献2-3の開示技術は、回折光を利用した偽造防止技術として共通するから、文献1または文献2の記載発明において、文献3記載の凹部構造技術を用いることは当業者が容易に想到し得たことである。

[請求項4,9]

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1,3-5または文献2-5から進歩性を有しない。

請求項9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2,1,4-5から進歩性を有しない。

回折格子を上下方向に配置する偽造防止媒体用回折格子構造は周知構成である(例えば文献4-5参照)。

[請求項5,10]

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1,3,6-7または文献2-3,6-7から進歩性を有しない。

請求項10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2,1,6-7から進歩性を有しない。

回折格子を左右方向に配置する偽造防止媒体用回折格子構造は周知構成である(例えば文献6-7参照)。

[請求項8]

請求項8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2から進歩性を有しない。

反射型回折格子を用いて反射層を形成する偽造防止媒体技術は周知技術である(例えば文献1参照)。